

森林公園緑道における禁止事項及び利用者の遵守事項

1 禁止行為【埼玉県都市公園条例第8条】

- ・ 森林公園緑道を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- ・ 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ・ 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- ・ ごみその他汚物を捨てること。
- ・ その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

2 行為の制限【埼玉県都市公園条例第9条】

許可なく、次の行為をしないこと。

- ・ 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- ・ 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ 業として写真又は映画等を撮影すること。
- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- ・ 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- ・ はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

3 遵守事項【埼玉県都市公園条例第12条】

次の行為をしないこと。

- ・ 犬を放し飼いにすること。（リード等で保持せずに散歩させること。）
- ・ 動物のふんを放置すること。
- ・ 大きな音量を発生させる楽器、拡声装置等を使用すること。
- ・ ベンチ、あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること。
- ・ 動物にえさを与えること。（自らが飼育している動物を除く。）
- ・ 自転車等によるスピード走行、集団走行等、他の利用者に危険や迷惑を及ぼすこと。
- ・ スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、電動キックボード又はこれらに類するものを使用すること。
- ・ 緑道の敷地内で喫煙すること（加熱式たばこによる喫煙を含む。）
- ・ 無人飛行機、ラジコン等を使用すること。
- ・ 他の利用者に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

4 イベント主催者の遵守事項

次の行為をしないこと。

大規模災害や感染症の拡大等により、公園やその中の施設の利用の中止や制限を施設管理者が求めた場合は、その指示に従うこと。

以上